

いちき串木野市中小企業等振興基本条例（仮称）の 考え方について

令和7年12月

水産商工課

目 次

1	条例制定の背景と必要性について	1～4
(1)	事業者が置かれている状況	
(2)	本市の現在の取組	
(3)	条例制定の必要性	
(4)	条例制定による期待される効果	
2	いちき串木野市中小企業振興基本条例（仮称）の概要	5
3	条例の骨子	6～7

1 条例制定の背景と必要性について

（1）事業者が置かれている状況

令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症は、人及び物資の移動の制限による供給連鎖の寸断や、対面サービスの停止に伴う需要及び供給の縮小、経済活動の停滞など世界経済に多大な影響を及ぼしました。その後、感染症法における分類が5類へ引き下げられたものの、不安定な海外情勢を発端とした原油原材料高による物価高騰など、経済を取り巻く環境は先行き不透明な状況と言えます。

また、2025年には団塊の世代が75歳以上を迎え、国立社会保障・人口問題研究所によると本市の人口推計は年々減少していく傾向が予測され、2030年には生産年齢人口の割合減少に伴う人手不足など、事業者を取り巻く環境は刻一刻と変化しています。

このような社会情勢の変化に加え、本市では経営者の高齢化や後継者不足の声も寄せられるなど事業継続も喫緊の課題としてある中、柔軟な働き方や加速するデジタル化、脱炭素への取組など事業者に求められる役割が多様化しています。

これらを踏まえると事業者は今まで通りの事業活動を維持するだけではなく、社会の変化に柔軟に対応しなければ淘汰される時代となりつつあると考えられます。

（2）本市の現在の取組

国における、平成16年11月に「まち・ひと・しごと創生法」をはじめとする地方創生関連法の制定を踏まえ、本市では、第2期総合戦略において中長期的な展望に立った視点として、「地域の産業成長の強化」をかけ、人口減少社会にあっても持続可能な地域をめざし施策を推進しています。

一方で、令和9年度からいちき串木野市第3次総合計画の計画期間が始まる見込みを踏まえ、新たな計画策定に向けた各施策の見直しも並行して進める必要性が生じています。

今後、本市においても従来通りの事業者支援に留まらず、事業者が急激な社会情勢の変化に対応できるよう、時代に適合した柔軟かつ実効性のある施策を実施することが求められています。

(3) 条例制定の必要性

鹿児島県内では約 99%が中小事業所で構成されており、従業員数約 90%がこれらの中小事業所で勤務しています。本市の事業所の詳細なデータはしめされていないところですが、県内自治体の人口規模等を考慮すると同様の状況にあると推測されます。

よって、市内の中小企業の経営基盤の安定及び発展は、本市の地域経済のみならず、中小企業に勤める市民の生活の安定及び向上にも直結する問題となっています。中小企業者の事業継続及び発展を実現するためには、市の取組みのみでなく、主体である中小企業者、伴走支援を実施している商工会議所・商工会等及び中小企業の経営支援で主体となる金融機関、産業振興を目的に構成される中小企業団体、人材の育成に取組む学校等がそれぞれの強みを活かしながら相互に連携を行うことが必要不可欠です。

以上のことから、第 2 期総合戦略や市総合計画に基づく時代に適合した施策だけでなく、どのような社会情勢にあっても、中小企業者の自主的な努力が基本であるという認識の下、関係者が連携しながら、本市の基盤を形成する中小企業の振興策を実行するため、中小企業の振興に係る長期的な市の方針を明らかにするとともに、中小企業者をはじめとする関係者の役割を規定し、地域全体としての体制整備につなげるため条例制定を目指します。

(4) 条例制定による期待される効果

本市において「中小企業振興基本条例」を制定した場合、以下のような期待される効果が考えられます

ア. 中小企業支援の強化

条例によって市が中小企業支援を明確な方針として掲げることで、資金調達や経営改善の支援体制が充実し、地元企業がより安定的かつ持続可能に運営できるようになります。これにより、地域経済の活性化が期待されます。

イ. 地域経済の競争力向上

地域資源や特産品を活用した事業展開を促進し、地域ブランドの形成を後押しする内容を含む場合、いちき串木野市内の中小企業が競争力を獲得し、都市部や全国からの注目度が高まる可能性があります。

ウ. 創業・新事業展開の促進

条例が創業支援や新事業への挑戦を支える仕組みを整備し、地元での起業が増加し、新しい雇用の創出につながります。また、若年層が市内で事業を始めることで人口流出に歯止めをかける効果も期待されます。

エ. 地元産業との連携促進

条例制定を通じて、地元農業・水産業・観光業などとの連携が強化され、中小企業が地域の基幹産業と協力しながら発展できる環境が整います。これにより、地域全体の産業の裾野が広がり、持続可能な経済が構築されます。

オ. 行政と民間の協働の推進

条例の枠組みを通じて、行政と中小企業の連携が強化され、課題解決のための協議や支援が円滑に行われるようになります。定期的な対話の場を設置すれば、中小企業の意見が市政に反映されやすくなり、より実効的な施策が展開される可能性があります。

力. 地域内循環型経済の拡大

地元の中小企業を支援する仕組みが整うことで、消費者が地元企業の商品やサービスを優先的に利用する動きが進み、地域内での経済循環が活性化します。これにより、市外への資金流出を抑制し、地域経済におけるお金の動きが健全化します。

キ. 雇用促進と人材育成

条例が中小企業の人材育成や技術向上への支援策を含む場合、地域内での雇用が増加し、地元の労働人口の減少を防ぐ可能性があります。また、教育機関や研修プログラムとの連携を強化することで、地元の産業に必要な人材が育成されやすくなります。

ク. 安心感の醸成と企業の存続支援

条例による支援体制の強化やリスク対策（例えば災害や経済危機への対応）が整備されれば、中小企業にとって安全な経営環境が構築されます。その結果、企業の継続性が確保され、市民や経営者に安心感が生まれます。

ケ. 地域コミュニティとのつながり強化

地元企業が地域に根ざした活動を行いやすくなることで、地元住民との関係が深まり、街全体のコミュニティの結びつきが強化されます。これにより、企業が地域の一員としての役割を果たし、社会貢献ができるの環境が整います。

コ. 地域の自立性向上

条例に基づく振興施策によって、市内の中小企業が成長し、地域経済が安定することで、他地域や外部への依存が減少し、いちき串木野市が自立的な地域経済の基盤を築くことができます。

「中小企業等振興基本条例」の制定は、いちき串木野市の中小企業を取り巻く環境を改善し、地域経済の活性化や雇用促進、人口流出抑制といった幅広い効果をもたらす可能性があります。この条例が持続可能な地域づくりの重要な一步につなげます。

2 いちき串木野市中小企業振興基本条例（仮称）の概要

目的

中小企業・小規模企業の振興を推進することによって、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与します

位置づけ

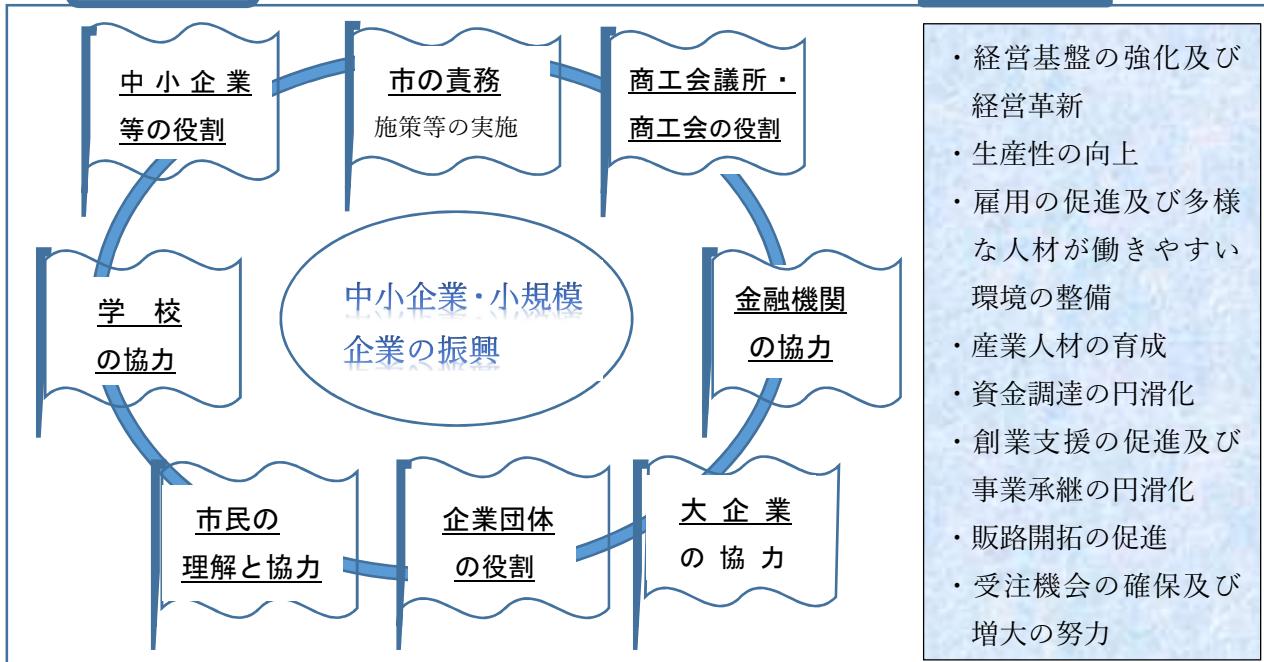
条例に中小企業・小規模企業の方向性を規定することで、総合戦略及び総合計画における中小企業振興施策の根拠とします

基本理念

- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者等の自主的な努力を基本とします。
- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者等が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識のもとに行うものとします。
- 中小企業・小規模企業の振興は、関係者が相互に連携及び協力しながら進めることとします。

責務・役割

基本施策



目指す将来像

3本の矢 地域内連携↔地域内循環↔地域外貨獲得

中小企業の発展

地域経済の発展
(関係機関・団体等)

市民生活の向上

3 条例の骨子（案）

（1）目的

中小企業の振興に関し、施策を総合的に推進することにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

（2）中小企業者の定義

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所等を有するものとします。

（3）基本理念

中小企業等の振興は、中小企業者の自主的な努力を基本とし、中小企業者が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識をもって行うものとします。また、関係者が相互に連携及び協力して推進を行います。

（4）責務、役割等

ア 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に係る施策を総合的に行います。

イ 中小企業者等は、経営の改善及び向上並びに雇用機会の確保及び人材の育成に努めます。

ウ 商工会議所及び商工会をはじめとする中小企業支援機関並びに中小企業団体は、中小企業者等の経営の改善及び向上のための取組を行います。

エ 大企業者は、中小企業者等と連携及び協力するよう努めます。

オ 金融機関及び学校並びに市民は、中小企業の振興に協力するよう努めます。

（5）基本施策

ア 経営基盤の強化並びに経営革新及び生産性向上の促進を図ること。

イ 雇用の促進及び人材が働きやすい環境の整備、産業人材の育成を図ること。

ウ 地元受注機会の確保及び増大のための措置を講ずること。

エ 資金調達、創業支援の促進及び事業承継の円滑化。

オ その他中小企業の振興に関すること。

(6) 意見の聴取

市は、中小企業振興施策を総合的かつ効果的に推進するにあたり、中小企業者、中小企業支援機関等からの意見を聴取等による実態の把握をし、施策に反映するものとする。

(7) 財政上の措置

市は、中小企業の振興に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(8) 施行目標日

令和8年4月1日（予定）